

すかがわ統計月報 2年12月発行

須賀川公共職業安定所
石川地方職業相談室

962-0865 須賀川市妙見121-1 (電話)0248-76-8609
963-7845 石川郡石川町字高田234-1 (電話)0247-26-2484

管内の雇用情勢(令和2年11月内容。パートを含む)

求人倍率

■新規求人倍率 2.08倍(対前年同月比0.03ポイント減、対前月比0.73ポイント増)

11月の新たな求職申込みは362件、求人申込みは752人分でした。
これは、1件の求職申込みに対し2.08人分の求人が申込みされたことになります。

※新規求人倍率:新規求人数/新規求職者数

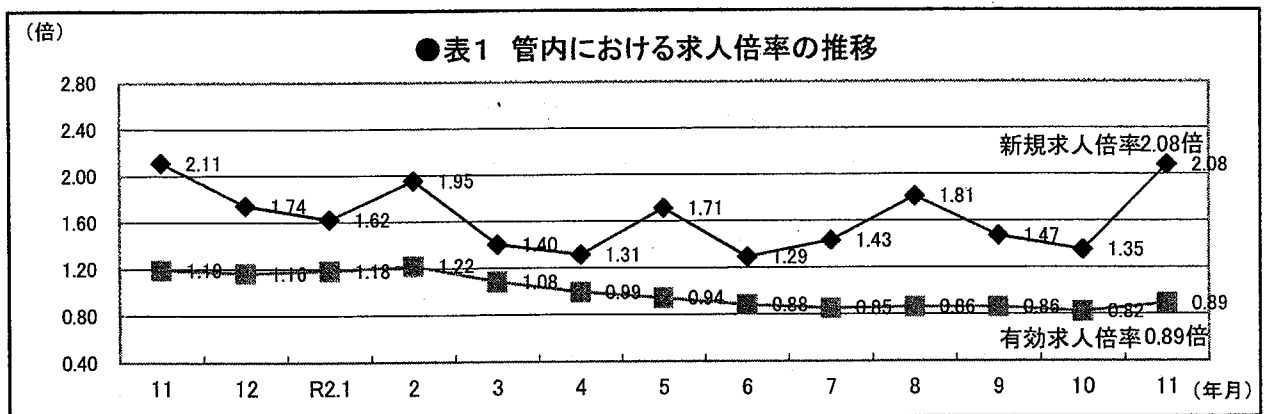
新規求人倍率は、労働力需給状況の変化の先行的な動きをとらえることができるとされています。

■有効求人倍率 0.89倍(対前年同月比0.30ポイント減、対前月比0.07ポイント増)

10月から引き続き求職している方と11月に新たに求職申込みした方の合計が2,049人であったのに対し、10月から繰り越された求人と11月に新たに申込みされた求人の合計は1,825人でした。
これは、1人の求職者に対し0.89人分の求人になります。

※有効求人倍率:有効求人数/有効求職者数

有効求人倍率は、労働市場の需給状況を示す代表的な指数とされています。

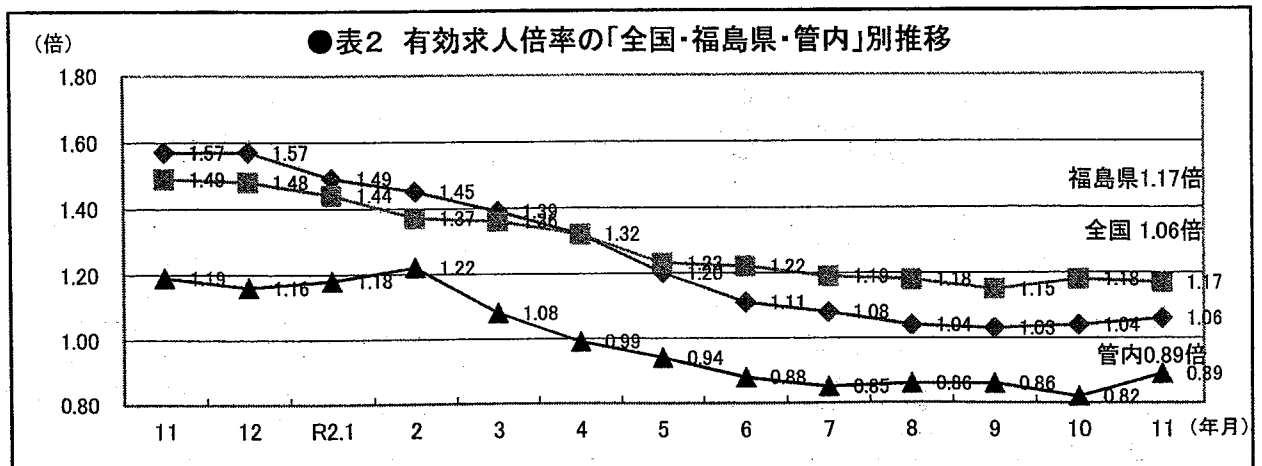


■有効求人倍率 【全 国】1.06倍(対前年同月比0.51ポイント減、対前月比0.02ポイント増)

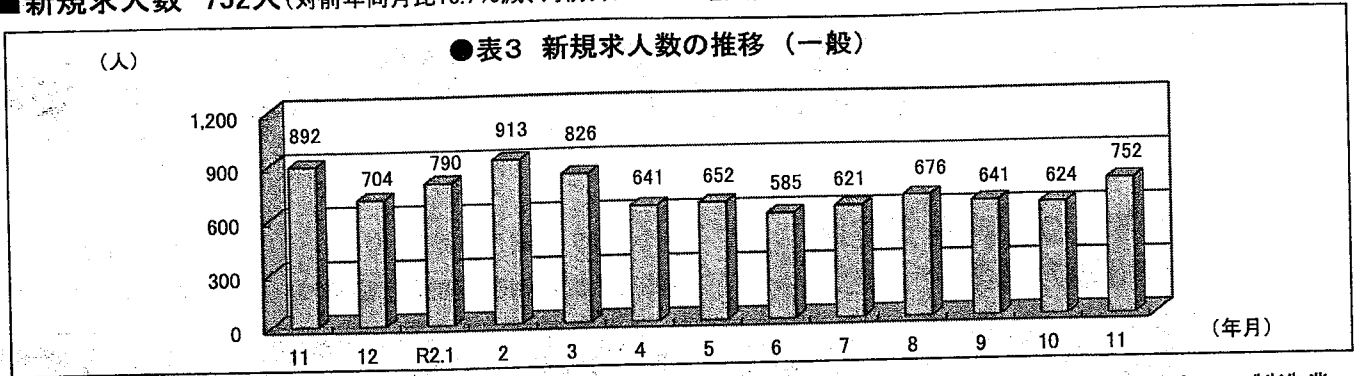
【福島県】1.17倍(対前年同月比0.32ポイント減、対前月比0.01ポイント減)

【管 内】0.89倍(対前年同月比0.30ポイント減、対前月比0.07ポイント増)

※なお、令和元年12月以前の数値は、令和2年1月分公表時に新季節指数により改訂されています。



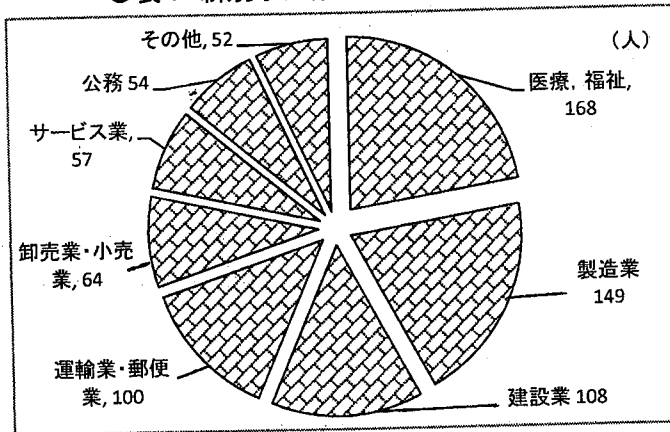
■新規求人数 752人 (対前年同月比15.7%減、対前月比20.5%増) (表3)



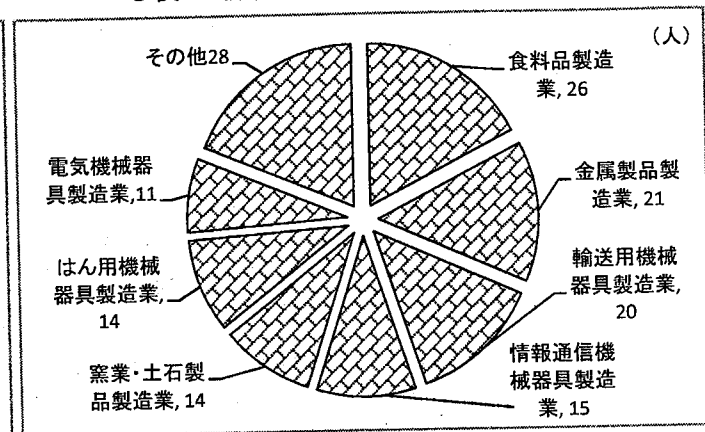
11月の新規求人数を産業別に見ると、医療・福祉が168人と最も多く、全体の22.3%を占めており、次いで製造業、建設業、運輸業・郵便業となっています。(表4)

また、製造業求人の内訳は食料品製造業が26人と最も多く、製造業全体の17.4%を占めており、次いで、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業、情報通信機械器具製造業となっています。(表5)

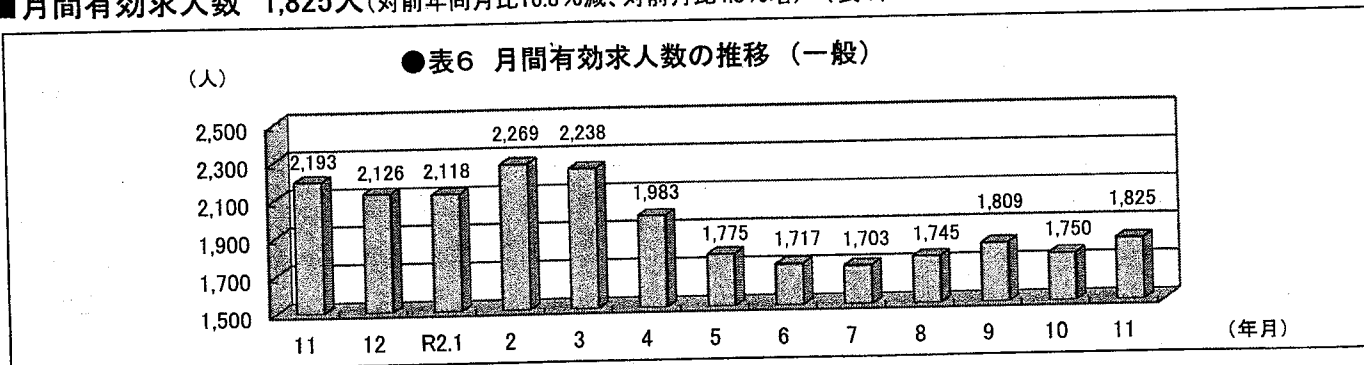
●表4 新規求人数の産業別内訳(11月)



●表5 新規求人数(製造業)内訳(11月)

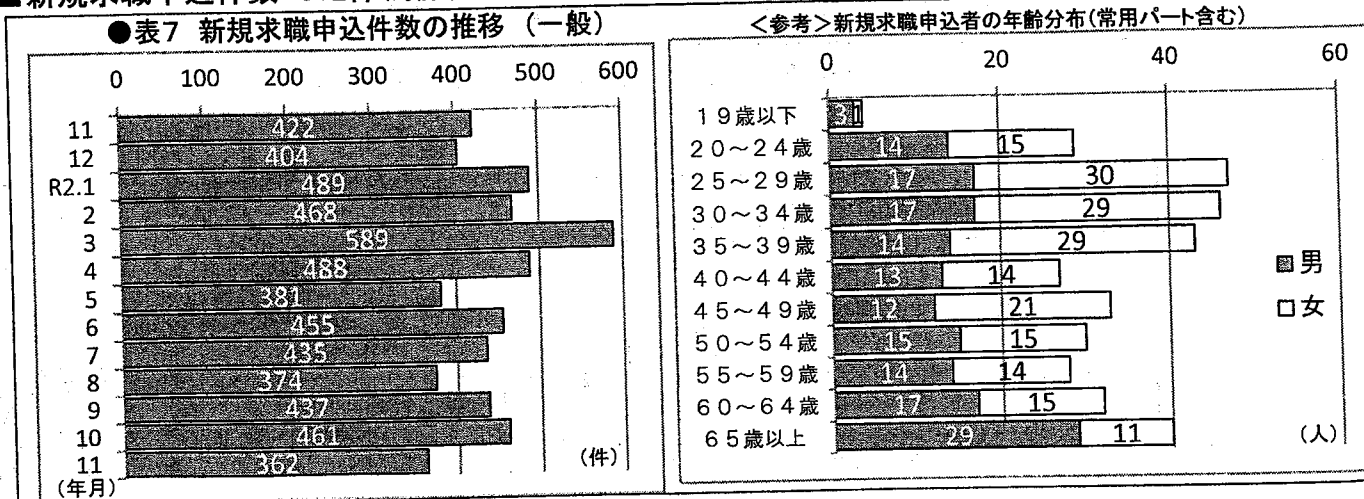


■月間有効求人数 1,825人 (対前年同月比16.8%減、対前月比4.3%増) (表6)

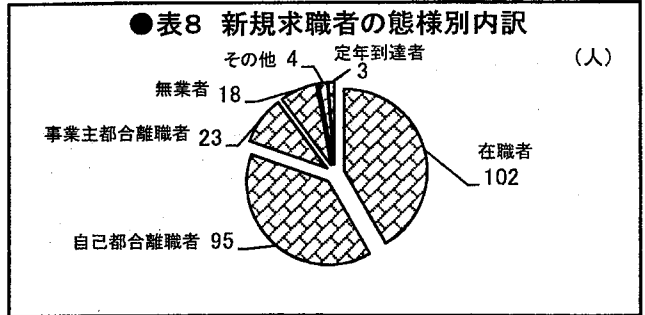


求 職

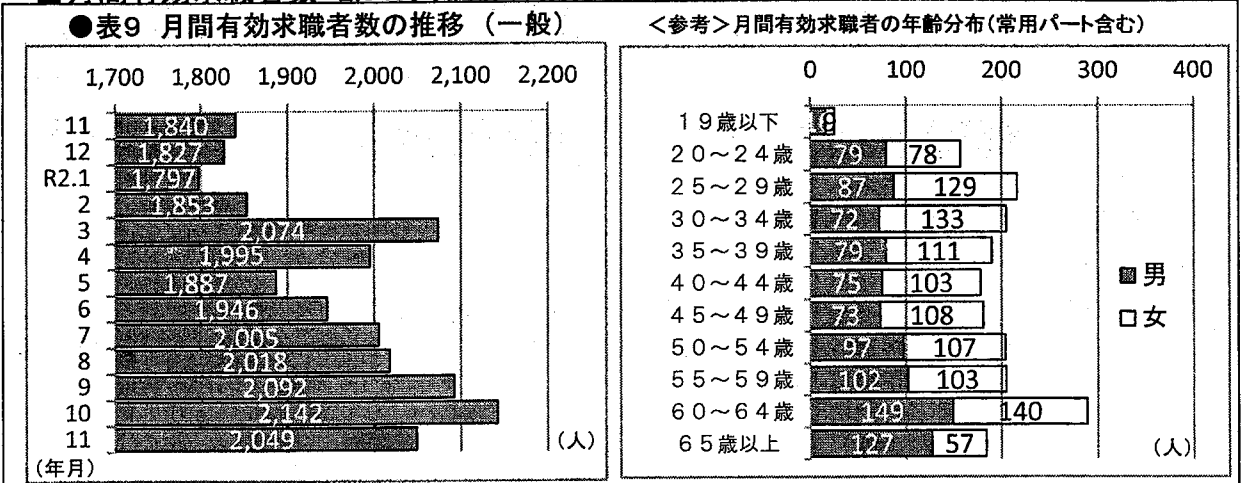
■新規求職申込件数 362件 (対前年同月比14.2%減、対前月比21.5%減) (表7)



11月の新規求職申込件数245件(パートを除く常用。)を態様別に見ると、在職者が102人と最も多く、全体の41.6%を占めており、次いで自己都合離職者(構成比38.8%)、事業主都合離職者(同9.4%)、無業者(同7.3%)、その他(同1.6%)となっています。(表8)



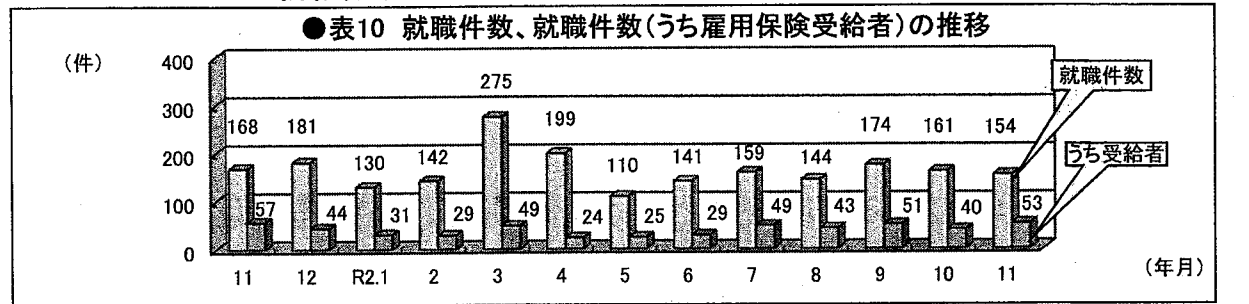
■月間有効求職者数 2,049人(対前年同月比11.4%増、対前月比4.3%減)(表9)



敷地内駐車場が満車の場合、第2駐車場をご利用下さい。

就職

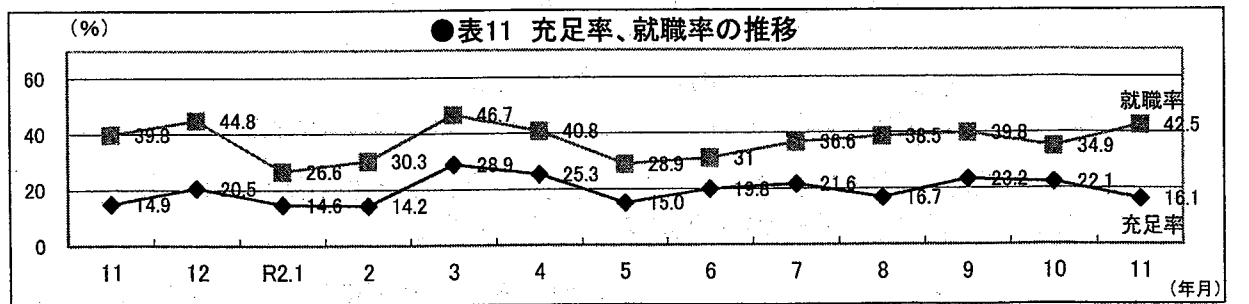
■就職件数 154件(対前年同月比8.3%減、対前月比4.3%減)
 ■就職件数のうち保険受給者 53件(対前年同月比7.0%減、対前月比32.5%増)(表10)



充足率、就職率

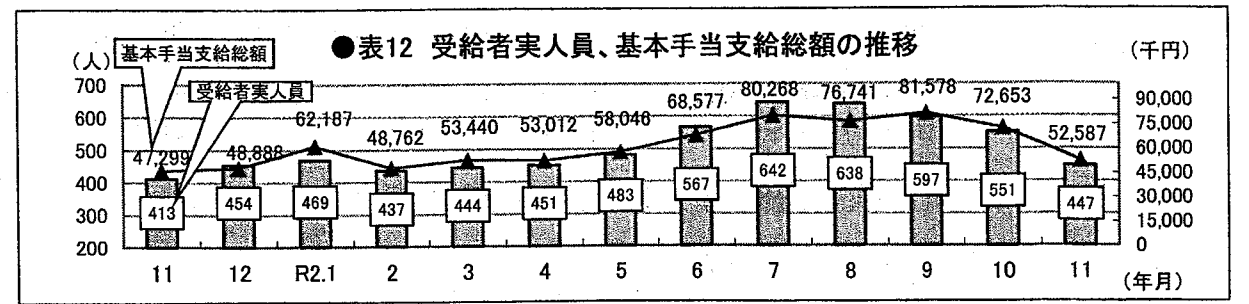
■充足率 16.1%(対前年同月比1.2ポイント増、対前月比6ポイント減)
 ■就職率 42.5%(対前年同月比2.7ポイント増、対前月比7.6ポイント増)(表11)

充足率は、新規求人のうちどれだけ充足したかを示します。就職率は、新規求職のうちどれだけ就職したかを示します。



雇用保険

■雇用保険受給者(一般)実人員 447人(対前年同月比8.2%増、対前月比18.9%減)
 ■雇用保険基本手当支給総額 52,587千円(対前年同月比11.2%増、対前月比27.6%減)(表12)



(事業主の方へ)

新型コロナウイルス感染症に係る 雇用調整助成金の特例措置を延長します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当相当額等を助成するものです。

～雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めて下さい～

延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年12月31日までの期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、現在の雇用情勢を鑑み、この特例措置を

令和3年2月28日

まで延長いたします。

注意点など

○令和2年12月31日を期限とする**特例措置について令和3年2月28日まで延長いたします。**

- 休業・教育訓練の場合の助成率
 - ・中小企業 4/5 (解雇等を行っていない場合は10/10)
 - ・大企業 2/3 (解雇等を行っていない場合は3/4)
- 休業・教育訓練の助成額の上限 日額 15,000円
- 学生アルバイト・パート労働者(※1)も対象(※2)
(※1) 週の所定労働時間が20時間未満の労働者
(※2) 「緊急雇用安定助成金」として支給しています。

○特例措置の延長に関わらず、従来通り、**支給対象期間の末日の翌日から2ヶ月以内**に申請する必要がありますのでご注意ください。

○令和3年3月以降の対応については、雇用情勢等を総合的に考慮し改めて判断することとしています。

お問合せ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



LL021228企01